

東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、広域連合が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービス・活動を充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、法第115条の45第1項に規定する被保険者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（平成27年6月5日老発0605第5号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」別紙）の例による。

(事業の内容)

第4条 広域連合は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス・活動事業（以下「第1号事業」という。）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 介護予防訪問サービス

第6条第1項第1号及び第2号に定める事業の利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行う支援

(イ) 広域型訪問サービス

第6条第1項第1号及び第2号に定める事業の利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に雇用される労働者（訪問介護員又は一定の研修受講者）により行われる生活援助等の支援

(ウ) 地域型訪問サービス・活動

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援

(エ) 短期集中訪問サービス

保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われる支援

(オ) 移動支援訪問サービス・活動

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる、移動支援や移送前後の生活支援

イ 通所型サービス（第 1 号通所事業）

（ア） 介護予防通所サービス

第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める事業の利用対象者等について、介護予防や身体機能の回復を目的として施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行う支援

（イ） 広域型通所サービス

第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める事業の利用対象者等について、閉じこもり予防や自立支援を目的として施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、身体機能の維持向上のための機能訓練又は健康維持や認知症予防を目的としたレクリエーションを行う支援

（ウ） 地域型通所サービス・活動

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援

（エ） 短期集中通所サービス

保健・医療の専門職を配置した事業所等により提供される、3～6 か月の短期間で行われる支援

ウ その他生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）

（ア） 高齢者安心生活サポート事業

ボランティアによるひとり暮らし世帯等への見守りや買物支援サービス等の実施

（イ） 栄養改善型配食サービス

訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる、栄養改善に特化した食事の配達

エ 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）

（2） 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

（事業の実施方法）

第 5 条 総合事業の実施主体は、広域連合とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、法第 115 条の 45 の 5 に基づいて広域連合長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施する。

（1） 介護予防訪問サービス

（2） 広域型訪問サービス

（3） 介護予防通所サービス

（4） 広域型通所サービス

3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる事業の全部又は一部は、法第 115 条の 47 第 4 項に基づき委託し、又は広域連合から委託を受けた構成市町村が別に定める方法に基づき実施する。

- (1) 地域型訪問サービス・活動
- (2) 短期集中訪問サービス
- (3) 移動支援訪問サービス・活動
- (4) 地域型通所サービス・活動
- (5) 短期集中通所サービス
- (6) その他生活支援サービス
- (7) 介護予防ケアマネジメント
- (8) 一般介護予防事業

(第1号事業の利用対象者)

第6条 第1号事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）
- (3) 省令第140条の62の4第3号に規定する居宅要介護被保険者

(第1号事業の利用にかかる届出)

第7条 第1号事業を利用する居宅要支援被保険者、事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）又は第1号事業を利用する居宅要介護被保険者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）に、被保険者証を添付して広域連合長に届け出なければならない。ただし、居宅要支援被保険者にあつては、介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書を、第1号事業を利用する居宅要介護被保険者にあつては、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出している者を除く。

2 広域連合長は、前項の規定により届出があつた介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターの名称を当該被保険者の被保険者証に記載して返付するものとする。

3 事業対象者が第1項の届出を行った場合は、広域連合長は前項の事項の他に、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載して返付するものとする。

- (1) 事業対象者である旨
- (2) 基本チェックリスト（様式第2号）を用いた判定（以下「事業対象者判定」という。）

実施日

- (3) 事業対象者の有効期間

(事業対象者にかかる第1号事業の利用)

第8条 事業対象者は、事業対象者判定実施日から第1号事業を利用することができる。ただし、事業対象者判定実施日が、要介護認定又は要支援認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日から第1号事業を利用できるものとする。

2 事業対象者判定は、認定有効期間が60日を超えて存在している場合は、実施できないものとする。

(事業対象者の有効期間)

第9条 事業対象者の有効期間は、事業対象者判定実施日から1年間とする。ただし、事業

対象者判定実施日が月の初日でない場合にあっては、当該実施日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 11 条第 1 項各号に該当したときは、該当した日の前日をもって有効期間を満了したものとする。

3 前条第 1 項ただし書に該当する事業対象者については、第 1 項中「事業対象者判定実施日」とあるのを「認定有効期間満了日の翌日」と読み替えて第 1 項の規定を適用するものとする。

(事業対象者の有効期間の更新)

第 10 条 事業対象者は、事業対象者の有効期間が満了する日の 60 日前から当該有効期間が満了する日までの間に、再度、事業対象者判定を受けることにより、当該有効期間を更新することができる。

2 前項の更新を行った事業対象者の有効期間については、前条第 1 項中「事業対象者判定実施日」とあるのを「事業対象者の有効期間の満了日の翌日」と読み替えて前条の規定を適用するものとする。

(事業対象者の資格の喪失)

第 11 条 事業対象者が、次のいずれかに該当した場合には、事業対象者の有効期間内であっても資格を喪失するものとする。

(1) 要介護認定又は要支援認定を受けたとき。

(2) 第 1 号事業を利用する必要がなくなった旨の申出があったとき。

(3) 広域連合の被保険者の資格を喪失したとき。

(指定事業者の指定基準)

第 12 条 指定事業者は、広域連合長が別に定める基準に従い事業を行うものとする。

(指定事業者の指定の申請)

第 13 条 指定事業者の指定の申請は、指定申請書に、その他必要な書類を添付し行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請に基づき、指定事業者の指定をしたときは、当該指定の申請をした者に対し、指定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

3 指定事業者は法人であるものとし、次の各号のいずれにも該当してはならない。

(1) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。)第 35 条の 2 で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(2) 労働に関する法律の規定であって政令第 35 条の 3 で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(3) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。)について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限

の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者。

- (4) 法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者。
- (5) 法第 70 条第 2 項第 6 号の 3 に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない者。
- (6) 法第 115 条の 45 の 9 による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に実施要綱第 16 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (7) 法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から法第 70 条第 2 項第 7 号の 2 に規定する聴聞決定予定日（この場合において、第 77 条第 1 項とあるのは、第 115 条の 45 の 9 と読み替えるものとする。）までの間に実施要綱第 16 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (8) 申請前 5 年以内に法第 23 条に定める居宅サービス等及び第 1 号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- (9) 法人の役員等（法第 70 条第 2 項第 6 号に規定する者。以下この項において同じ。）のうちに第 1 号から第 4 号まで又は第 6 号から前号までのいずれかに該当する者（ただし、第 4 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に役員等であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者を含み、第 6 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に役員等であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者を含む。）
- (10) 法人の役員等のうちに拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者若しくは同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団員等」という。）又は暴力団員等をその役員に含む法人。

（指定事業者の指定の更新の申請）

第 14 条 法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による指定事業者の指定の更新の申請は、指定更新申請書により行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請に基づき、指定事業者の指定の更新をしたときは、当該指定の更新の申請をした者に対し、指定更新通知書（様式第 4 号）により通知するも

のとする。

(指定事業者の指定の有効期間)

第 15 条 指定事業者の指定有効期間は、当該指定を受けた日から 6 年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 13 条第 1 項の規定による申請者又は指定事業者が同一所在地で一体的に運営する事業所において既に訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）の指定を受けている場合は、指定の申請時又は指定の更新の申請時において、当該申請者又は指定事業者の申し出により、指定事業者の指定の有効期間を訪問介護等の指定の有効期間の満了の日までとすることができる。

(指定事業者の指定の変更等の届出)

第 16 条 指定事業者は、指定を受けた事項に変更があったときは、当該変更のあった日から 10 日以内に、変更届出書により広域連合長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、事業を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 か月前までに、廃止・休止届出書により広域連合長に届け出なければならない。

- 3 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、当該再開した日から 10 日以内に、再開届出書を広域連合長に届け出なければならない。

(指導及び監査)

第 17 条 広域連合長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(指定事業者の指定の取消し等)

第 18 条 広域連合長は、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定取消・効力停止通知書（様式第 5 号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

(事務の委託)

第 19 条 広域連合長は、介護予防訪問サービス、広域型訪問サービス、介護予防通所サービス及び広域型通所サービス（以下「指定訪問・通所事業」という。）並びに介護予防ケアマネジメントに係る法第 115 条の 45 の 3 第 5 項に規定する審査及び支払いに関する事務は、愛知県国民健康保険団体連合会に委託する。

- 2 広域連合長は、事業対象者判定に係る事務を、地域包括支援センターに委託することができる。

(指定訪問・通所事業に要する費用の額)

第 20 条 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、別表に掲げる 1 単位の単価に広域連合長が別に定める単位数を乗じて算定するものとする。

- 2 前項の規定により算定した場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(指定訪問・通所事業に要する費用の支給)

第 21 条 指定訪問・通所事業に要する費用の支給については、以下のとおりとする。

- (1) 指定訪問・通所事業に係る第 1 号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事

業のサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額

- (2) 第一号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(次号に規定する居宅要支援被保険者等を除く。)が受ける指定訪問・通所事業に係る第1号事業支給費について前号の規定を適用する場合においては、前号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- (3) 第一号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等が受ける指定訪問・通所事業に係る第1号事業支給費について第1号の規定を適用する場合においては、第1号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(指定訪問・通所事業に係る費用の支給限度額)

第22条 前条に規定する指定訪問・通所事業に係る費用の支給限度額は、法第55条第1項の規定の例によるものとする。

- 2 前項の規定を事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数とする。
- 3 居宅要支援被保険者が指定訪問・通所事業及び介護予防サービス等(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この条において同じ。)を利用するときは、指定訪問・通所事業の支給額及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。

(指定訪問・通所事業に係る費用の負担軽減)

第23条 指定訪問・通所事業に係る費用の負担軽減については、以下のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度

広域連合長は、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に該当すると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、指定訪問・通所事業に係る費用の負担軽減を決定できる。この場合において、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に関する基準及び手続は、東三河広域連合社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る実施要綱の規定に従う。

- (2) 指定訪問・通所事業に係る第1号事業支給費の特例

広域連合長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、指定訪問・通所事業に係る第1号事業支給費の特例を決定することができる。この場合において、指定訪問・通所事業に係る第1号事業支給費の特例に関する基準及び手続は、東三河広域連合介護保険利用者負担額減免取扱要綱の規定に従う。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第24条 広域連合長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額が著しく高額

であるときは、高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

- 2 前項の規定による高額介護予防サービス費に相当する額の支給にあたっては、法第 61 条に定める規定を準用する。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第 25 条 広域連合長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額及び医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額であるときは、高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

- 2 前項の規定による高額医療合算介護予防サービス費に相当する額の支給にあたっては、法第 61 条の 2 に定める規定を準用する。

(償還給付の手続)

第 26 条 指定訪問・通所事業に係る第 1 号事業支給費の償還給付支給に関する手続きについては、東三河広域連合介護保険規則第 8 条及び第 9 条に定める規定を準用する。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行において必要な準備行為は、要綱の施行日以前においても実施することができる。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に付され、又は保有している構成市町村が定めた平成 30 年 3 月 31 日以前の総合事業の実施に係る様式は、当分の間、適宜、必要な修正を加えて、この要綱施行後の様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定により作成されている様式は、改正後の東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 3 項第 10 号の改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定により作成されている様式は、改正後の東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別表（第 20 条関係）

サービス種類	1 単位の単価
介護予防訪問サービス	厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。）の規定により、10 円に広域連合構成市町村の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額（10.21 円）とする。
広域型訪問サービス	
介護予防通所サービス	単価告示の規定により 10 円に広域連合構成市町村の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額（10.14 円）とする。
広域型通所サービス	